

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症が本県の観光業界に甚大な影響を及ぼしている状況を鑑み、前向きに事業継続に取り組む県内の宿泊施設及び旅行会社が独自に行う鳥取県民向けに販売するプレミアム付き前売り宿泊券及び県内旅行券の発行にかかる経費の一部を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を払拭し、本県の観光再生を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付申請及び実績報告を、原則として令和4年1月20日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書及び規則第17条第1項の報告書は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類は、不要とする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
① 宿泊事業、県内旅行事業（鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業）	県内の宿泊施設(※)、旅行会社	鳥取県民を対象として販売するプレミアム付き前売り宿泊券及び県内旅行券（以下「前売り宿泊券等」という。）のプレミアム相当分の経費（前売り宿泊券等の代金の1/2）で、現に使用されたものに限る。また、次の条件を満たす前売り宿泊券等に限る。 (1)販売期間：令和3年8月31日まで (2)使用期間：令和3年9月1日～12月31日まで（宿泊の場合は令和4年1月1日チェックアウト分を含む） (3)その他 ・前売り宿泊券等の販売後（又は同時に）、宿泊（旅行）予約を令和3年8月31日までに受付しなければならない。 ・GoTo トラベル事業との併用はできない。 ・WeLove 山陰キャンペーンとの併用はできない。 ・WeLove 山陰キャンペーンが期間延長となった場合、本事業による宿泊予約及び日帰り旅行予約を WeLove 山陰キャンペーンによる予約とみなして WeLove 山陰キャンペーンの割引を行うことを妨げない。	10/10	利用者1人1泊当たり5千円 （日帰り旅行の場合は1人当たり5千円）
② ステージⅢによる本事業の中止対応（鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業）	県内の宿泊施設(※)、旅行会社	鳥取県内の新型コロナウイルス感染状況が国の指標によるステージⅢ相当以上と判断される等で「鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業」が中止したことに起因する①宿泊事業、②県内旅行事業に係るキャンセル料（中止発表の翌日から起算して7日以内にキャンセルされたものが対象）	10/10	キャンセル料（実費）

※ 宿泊施設は、旅館業法の許可を受けた者。ただし、社会福祉施設及び店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。また、住宅宿泊事業法に根拠を有する民泊も対象とする。

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県知事 様

(申請者) 住 所 _____
法人名又は屋号 _____
代表者（職名・氏名） _____ (印)
施設名 _____
担当者名 _____ 電子メール _____
電話番号 _____ ファクシミリ _____

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条第1項の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 交付申請額（実績額）

①プレミアム付き前売り券利用実績

※該当箇所にチェック	1枚当りの 販売価格(円) 【A】	プレミアム 相当額(円) 【B】	1枚当りの 額面(円) 【A+B】	販売 枚数	利用 枚数 【C】	算定基準額兼交付申 請額(実績額)(円) 【B×C】
<input type="checkbox"/> 前売り宿泊券 <input type="checkbox"/> 前売り県内旅行券						
計						

②キャンセル料

※該当箇所にチェック	キャンセル料単価(円) 【D】	人数 【E】	算定基準額兼交付申請額(実績額)(円) 【D×E】
<input type="checkbox"/> 宿泊キャンセル <input type="checkbox"/> 県内旅行キャンセル			
計			

合計 (①+②) (円)

2 事業完了年月日 令和 3年 月 日

3 添付資料

補助対象経費に係る証拠書類

(1) 販売したプレミアム付き前売り宿泊券又は前売り県内旅行券の見本

(2) 販売したプレミアム付き前売り券ごとの宿泊(旅行)予定日・販売日・料金等、利用実績が確認できる販売台帳のExcelファイル

※ステージⅢ相当以上と判断される等で「鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業」が中止したためにキャンセルが発生した場合は、キャンセル料が確認できる書類

口座振込依頼書及び通帳等の写し(店番、口座番号、口座名義人(カガナ)が確認できる資料)

(申請者氏名(団体名)と口座名義が異なる場合は、委任欄に必要事項を記載すること)

《補助金を申請される皆様への注意事項》

補助金交付にあたり、補助事業に関係する申請者の施設や帳簿等を検査する場合があります(鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第14条)。また、補助金の交付を受けた事業者は、対象事業の遂行状況や収支の状況が分かる書類を、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存してください(規則第26条)。

事業者が、鳥取県補助金等交付規則の規定や県の決定した内容等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金を支払っている場合には、返還を求めることがあります(規則第21条、第22条)。

【県庁使用欄(申請者は記入しないこと)】

検査調書

鳥取県知事 平井伸治様

上記に係る検査を行ったところ、検査内容及び検査結果は下記のとおりでした。

令和 年 月 日 検査員 (印)

検査完了年月日	令和 年 月 日		
検査方法	書類・実地	検査結果	合格・不合格
意見又は注意事項			

年 月 日

様

職 氏 名 印

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けの申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定及び確定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定及び確定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定及び確定額 | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。